

日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業とは

対象者

認知症、知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分なことにより、預金の払い戻しができず、必要な支払いができないことで、必要なサービス等が受けられない方

役割

上記対象者が自立した生活ができるよう金銭管理の契約を行い、代理権をもって、預金の払い戻しや必要な支払いを本人に代わってすることで権利擁護する役割



具体的な支援内容

日常的な金銭管理

毎日の生活に欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。

- 生活費の定期的なお届け、お金の使い方について相談、助言
- 年金や福祉手当等の受領に必要なお手伝い
- 福祉サービス利用料や医療費、公共料金や家賃などの支払いのお手伝い

<できないこと>

預金の資金運用や確定申告、債務整理にかかる手続き など



書類等のお預かり

大切な書類や印鑑、証書などを安全に預かります。

- 保管できるもの

預金通帳、印鑑、キャッシュカード、年金手帳、証書、登記識別情報通知書

<できないこと>

宝石、書画、骨董品、貴金属類、家の鍵などの保管



支援の基本理念

自己決定権の尊重、残存能力の活用 + 保護との調和